

# 中山間地域等直接支払交付金 最終評価(案)

～説明資料～

滋賀県 農村振興課

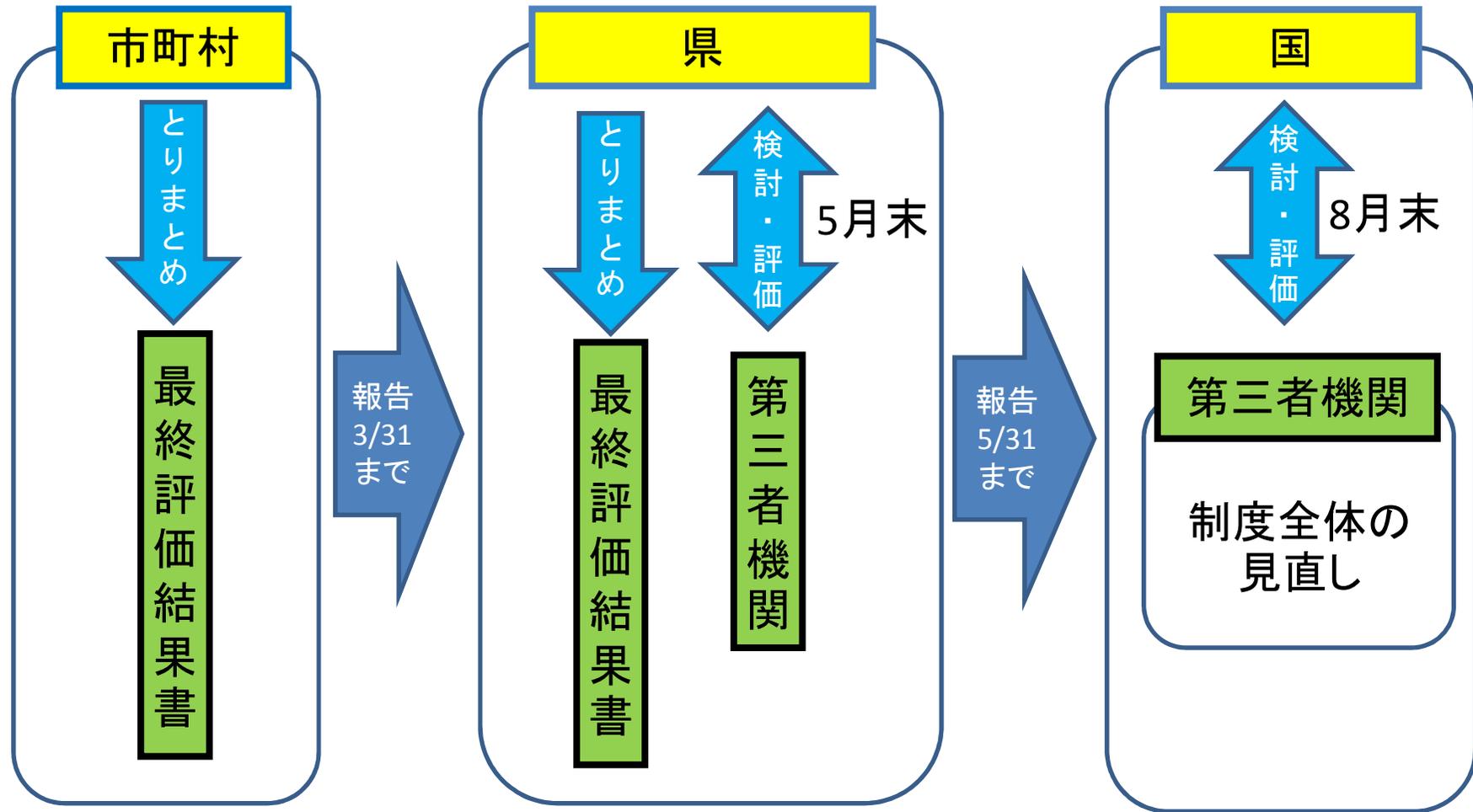
## ・中山間地域等直接支払制度の内容

・中山間地域等直接支払制度は、条件不利な農用地を耕作する農業者や生産組織等が、農地や水路、農道等の適切な管理の方針や集落の目指すべき農業生産体制、また、その実現のために取り組む活動について話し合いを行い、これらの内容を集落協定として締結するとともに、この協定に基づいて、5年間以上継続して農業生産活動等を実施する場合に、農地の面積に応じて交付金を交付するものである。

・第3期対策は、平成22年度から平成26年度までの5年間実施しており、第3期対策からは、平場に比べ高齢化の進行が著しく、農業生産活動等の継続が困難となっている集落の現状を踏まえ、高齢化の進行に配慮した集落の取組等を推進されている。

# 中山間地域等直接支払制度最終評価の流れ

(中山間地域等支払交付金実施要領 第13「交付金交付の評価」)



# 最終評価項目

- 1 実施状況の概要
- 2 第3期中間年評価結果のフォロー
  - (1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状
- 3 交付金交付の効果等
  - (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項
  - (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項
    - ・耕作放棄の防止等の活動
    - ・水路、農道等の管理活動
    - ・多面的機能を増進する活動
  - (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項
    - ・農用地等保全マップ
    - ・A要件
    - ・B要件
    - ・C要件
  - (4) その他協定締結による活動
    - ・加算措置
    - ・地域・集落の活性化
    - ・団地要件の緩和(飛び地関係)
    - ・その他

# 最終評価項目

- 4 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題
  - (1) 実施状況
  - (2) 交付金交付の効果等
- 5 事項ごとの評価結果
  - (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項
  - (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項
  - (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項
  - (4) その他協定締結による活動
    - ・加算措置
    - ・地域・集落の活性化
    - ・団地要件の緩和(飛び地関係)
    - ・その他
- 6 総合評価結果
- 7 その他(事例)
- 8 第1期対策から第3期対策までの効果等
  - (1) 効果があった事項(3選択)
  - (2) 協定締結前と比べて集落が変わったと感じた事項(3選択)
  - (3) 今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題(3選択)
  - (4) 本制度の対する意見

# 1. 実施状況の概要

- (1) 交付市町数 : 9市町
- (2) 協定数 : 137協定 (集落協定 : 135協定 個別協定 : 2協定)
- (3) 対象農用地面積 : 2,196ha
- (4) 交付面積 : 1,570ha (田 : 1,519ha 畑 : 51ha)
- (5) 交付金額 : 244,267千円 (共同取組 : 174,199千円 個別配分 : 70,068千円)

交付市町数、協定数、対象面積、交付面積

市町名	対象面積 (ha)	交付面積 (ha)	協定数			備考
			計	通常単価 (10割) ※2	基礎単価 (8割) ※1	
大津市	590.4	464.7	22	15	7	
甲賀市	673.4	420.1	54	54	0	
湖南市	7.1	6.5	1[1]	1[1]	0	
東近江市	127.1	125.2	12	11	1	
愛荘町	47.6	47.5	3	1	2	
多賀町	19.6	14.0	2	2	0	
米原市	264.8	209.3	14	14	0	
長浜市	220.8	158.8	18	16	2	
高島市	245.4	124.2	11[1]	1	10[1]	
滋賀県計	2,196.2	1,570.2	137[2]	115[1]	22[1]	[ ]個別協定

- ※1 基礎単価 (8割)
  - ・集落の将来像を明確化し、5年間の適正な農業生産活動等を行う場合の単価
- ※2 通常単価 (10割)
  - ・基礎単価の取組内容に加え、将来に向けた農業生産活動等の体制整備の強化を行う場合の単価

## 2. 第3期中間年評価結果のフォロー

---

### (1) 第3期中間年評価時要指導・助言協定の現状

- ・ 中間年評価において要指導、助言と判断された協定数 : 25 協定  
26年度までに目標達成が見込まれる協定数 : 23 協定  
引き続き、指導・助言が必要な協定数 : 2 協定

#### 〈参考〉引き続き、指導・助言が必要な協定の概要

##### (1) 担い手への農作業委託を達成項目としている協定

- ・ 営農組合へ農作業委託が行われ、昨年度で要件上は達成していたが、協定で取り決めた集落目標には達成していないため、引き続き、指導・助言が行われている。

##### (2) 獣害防止柵の維持管理を達成項目としている協定

- ・ 距離の長い防止柵設置のため、破損箇所等が十分に把握できていないことから、引き続き、指導・助言が行われている。

### 3. 交付金交付の最終評価項目

---

- (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項 (基礎単価)
- (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項 (基礎単価)
  - ・耕作放棄の防止等に活動
  - ・水路、農道等の管理活動
  - ・多面的機能を増進する活動
- (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 (通常単価)
  - ・農用地等保全マップ (必須)
  - ・A要件 (2つ以上選択)
  - ・B要件 (1つ以上選択)
  - ・C要件 (集団的サポート)
- (4) その他協定締結による活動
  - ・加算措置
  - ・地域・集落の活性化
  - ・団地要件の緩和 (飛び地関係)
  - ・その他

## (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項(基礎単価)

### 【効果】

- ・農地の保全や農業生産活動を継続するために地域全体で目標に向かって取り組んだ結果、**遊休・荒廃農地の発生が防止**された。
- ・また、**農業機械の共同購入・共同利用**により**農家負担の軽減**や**作業効率が図れた**。
- ・農業の継続が困難となった農地には、**サポート体制**により地域で支え合う**協力体制が確立**された。

### 【評価】

- ・協定参加者が集落の将来像について話しあった結果、地域農業の保全に向けた**共通の認識**と**将来に向けた方向性**が図れた。
- ・また、5カ年の計画を立てた結果、具体的な活動に結び付き、**市町が指導**している**うえで、現状と比較でき、的確な指導が実施**できた。

## (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項(基礎単価)

### 【効果】

#### ○耕作放棄の防止等に活動

- ・市町のアンケート結果より、制度に取り組まなかった場合、3割程度の農地が放棄されたと回答があり、本制度によって約470haの耕作放棄地を防止できた。
- ・僅かではあるが、農振農用区域への編入と既耕作放棄地の復旧をしたことにより耕作放棄地を防止できた。

#### ○水路・農道等の管理活動

- ・県内137協定で締結前より頻繁に施設の管理が行われるようになり、水路347km、農道254kmの管理活動が集落に定着し、施設の長寿命化が図られた。

#### ○多面的機能を増進する活動

- ・多面的機能を増進する活動として、周辺林地の下草刈りに109協定、景観作物の作付けに28協定が取り組まれ、こうした活動は、水源かん養や国土保全、景観保全など多面的機能を高めている。
- ・また、棚田オーナー制度等の取組(2ha)により、地域住民だけでなく積極的に外部との交流が深まり、農村地域の活性化が図られた。

### 【評価】

○農業生産活動を継続していくためには、鳥獣害被害の防止を図ることが最重要課題であり、94協定で取り組まれ、大きな効果が得られている。

○また、水路・道路の維持管理活動が以前よりも頻繁に実施され、その取り組みにより施設の長寿命化が図られ、景観作物の作付け等により、中山間地域の憩いの場としての空間を提供できるようになった。

### (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(通常単価)

#### ・農用地等保全マップ(必須)

##### 【効果】

- ・農用地等保全マップを作成することにより、補修や改修の必要な施設が**図面上で明確**になった。
- ・さらに対象農用地の保全に向けて、**協定参加者間で共通の認識**を持ち、**年度ごとに計画的に補修・改修**が行われている。

### (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(通常単価)

選択 ・A要件(2つ以上) ・B要件(1つ以上) ・C要件

市町名	集落協定数	通常単価			
		取組集落数	A要件 (※7)	B要件 (※8)	C要件 (※9)
大津市	22	15	6	0	13
甲賀市	54	54	0	0	54
東近江市	12	11	0	0	11
愛荘町	3	1	0	1	0
多賀町	2	2	0	0	2
米原市	14	14	1	0	13
長浜市	18	16	0	0	16
高島市	10	1	0	0	1
滋賀県計	135	114	7	1	110

【湖南市は個別協定のみのため非掲載】

※7 A要件の取組内容…協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化等

※8 B要件の取組内容…集落を基礎とした営農組織の育成、担い手への集積化

※9 C要件の取組内容…集落や組織による集団的かつ持続可能な体制整備（農業の継続が困難な農地が生じた場合に、その農地を引き受け管理する者を協定で定める）

### (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項(通常単価)

#### 【効果】

- A 要件・農業基盤整備の実施や機械・農作業の共同化の取組により**農作業の効率化**が図られた。
- ・営農組合等に農作業の委託を行い、**生産性が向上**した。
- B 要件・集落の協定農用地を地域農業の核となる**担い手に集積**したことで、**効率的な農業生産活動**を行うことができた。
- C 要件・県内110協定で取り組まれており、突発的な傷病などに対して、**サポート体制**が整っていたことから、**作付面積を減少**させることなく、安心して農業に取り組めた。

#### 【評価】

- 新規措置として、農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の**支援体制が確立**でき、**安心して安定した農業生産活動**に取り組むことができた。
- また、多様な**担い手の確保**や**担い手への農作業の委託**について、**計画的に農地の保全**と農業生産活動ができる**体制整備**が進められた。

#### (4) その他協定締結による活動(通常単価)

##### ・加算措置

###### 【効果】

- ・ 規模拡大加算により、新規就農者に利用権設定等で農地が集積され、**農業生産活動や農地の保全**が図られた。
- ・ 担い手への作業委託が促進され、**耕作放棄地の復旧**や経営規模拡大により**持続的農業**を実践できた。

###### 【評価】

- ・ 利用権設定等による農地の集積により、**耕作放棄地拡大を防止し農地の保全管理等が適正**に行われている。
- ・ 法人の設立により、**地域農業の担い手育成**が図られた。

〈参考〉 加算措置の取組み状況

規模拡大加算の実施面積	2ha
法人設立加算、農業生産法人設立数	1法人

#### (4) その他協定締結による活動(通常単価)

##### ・地域・集落の活性化

###### 【効果】

- ・ 集落では、**寄り合いの回数増加**や**高齢者の活動が活発**に見られた。
- ・ また、集落内外との話し合いや世代を超えた積極的な活動参加によって、**集落に活気**が生まれた。

###### 【評価】

- ・ 集落内の活性化等に向けた話し合いが進み、**集落や地域の活動の維持・活性化**を促すことができた。
- ・ 協定参加者自らが集落を守っていこうという**意識向上**が見られた。

## 4. 実施状況及び交付金交付の効果等を踏まえた課題

### (1) 実施状況

- ・ 今後各集落で高齢化が進む中、市町からは「**5年間の農業生産活動**（耕作放棄地の発生防止、水路・農道の管理）**継続**」が課題であると挙げており、本制度の自立的、継続的に推進するためには、**担い手の確保**や**周辺集落との連携**が重要である。
- ・ また、制度上の枠組みとして「**協定違反の全額遡及返還**」が課題となっており、**制度の緩和**を要望されている。

### (2) 交付金交付の効果等

- ・ 集落ぐるみで施設整備、特に**獣害対策**に充てられており、この取り組みにより多くの**農地が保全**されている。
- ・ しかし、取組に参加している農業者も高齢化が進み、**担い手の確保が課題**となっており、その**仕組みづくり**や**交付金の活用方法を検討**していくことが重要である。

## 6. 総合評価結果

- 今日の農業情勢が目まぐるしく変化していく中で、条件不利地である中山間地域において、**第1期から第3期までの15年間、耕作放棄地を発生することなく事業を推進することができた。**
- 当該交付金は中山間地域の農業振興に寄与するだけでなく、**集落の存続、あるいは地域住民の安定した生活環境の維持**にも効果があった。
- さらに、中山間地域が有する**水源かん養機能、洪水防止機能**などの**多面的機能**が維持され、下流域の住民が住む多くの生命・財産を守っている。

〈参考〉 市町における総合評価

県の評価

**A**

評価区分	市町数	協定農用地面積
A 大いに評価できる	5	1,267ha
B おおむね評価できる	4	303ha

# 7. その他（事例2）

## 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県東近江市 <small>いちはらとちかいりょうく</small> 市原土地改良区			
協定面積 19.7ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、小豆			
交付金額 415万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 (100%)	簡易なほ場条件整備 獣害柵の設置、改修		} 100 %
協定参加者	12 (農業者11名、農業生産法人1)			
キャッチフレーズ	地域で一体となって取り組む			

## 2. 取組の内容・効果

市原地区では、農事組合法人が中心となり地区全体の営農計画を樹立し、水稻作と麦作との適地適作や作業オペレーターの育成・確保を行うなど効率的な集落営農が展開しており、交付金を活用し、対象3集落の農道・水路の補修、獣害柵の設置、簡易な整備、法面の保護、維持管理等が行われている。

草刈り等の共同作業については、対象3集落だけでなく、他の集落も含めた市原郷8集落全体で実施され、労力の効率化が図られている。



【市原地区全景】



【用水路改修】

## 8. 第1期対策から第3期対策までの効果等

---

### ・制度に対する意見

- 本制度について、すべての市町が継続を希望しており、本県としても中山間地域施策の重要な柱として、平成27年度以降も制度の**継続を強く要望**する。
- 高齢化が著しく進展している集落等では、協定農用地の**一部でも協定違反**があった場合、協定農用地の全てについて**交付金の遡及返還義務**が発生することとなっていることから、**制度の緩和**を検討いただきたい。